令和2年度 第1回和歌山県道路交通渋滞対策協議会

議事次第

	議期	
•	1我 正只	

(1) 渋滞対策協議会検討経緯 資料1

(2) 主要渋滞箇所の渋滞対策状況の確認と効果検証について 資料2

(3) 県内の直轄国道に関連する道路事業・渋滞対策の紹介 資料3

(4) 道路交通アセスの取り組み 資料4



令和2年度 第1回和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料



渋滞対策協議会検討経緯

.渋滞対策協議会の検討経緯について

渋滞対策の方針

- 〇「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ(高速道路のあり方検討有識者委員会、平成23年12月)」において、効率性を阻害する渋滞ボ トルネック対策の重要性が指摘されたこと
- ○社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論されていること
- 〇民間プローブデータが容易に取得可能となるなど、交通実態の観測環境に大きな改善が見られること

課題の状況を継続的に把握・共有するとともに、新たな交通観測データの分析等 により効果的な渋滞対策の推進に取り組む

〇主要渋滞箇所 〇和歌山県内 道

渋滞対策検討の経緯

主要渋滞箇所の検討

主要渋滞箇所の候補の選定

交通基礎データの共有、意見今後の渋滞対策検討の方針

0

第1回協議会の開始 共**有、意見交換**

○パブリックコメントの実施

 $\widehat{\mathsf{H}}$

24

11

22

S

12

5

〇パブ リックコメント等を含めた箇所の

平成24年度

第3回協議会の開催(H24・12・ 特定 26

箇所

内)箇所)

和歌山県内の箇所の公表 (和歌山市内 125 ・ 53 · 箇 25

2

○高速道路の主要渋滞箇所の特定(意見交換) 13

〇**渋滞対策の基本方針** 平成27.28年度 第1回協議会の開催(案)の検討 Ĥ 25 6 **2**9

『 経年モニタリングの確認・協議道路事業完了箇所 第1回協議会の開催 Ĥ 15 15

8 3 **題**

〇**京奈和・第二阪和開通後の変化・観光地の** 主要渋滞箇所解除の考え方

0

○観光地における交通状況○主要交差点の課題箇所と対策 (第2回協議会の開催(H3)・**埋状況 等**

今回

○渋滞対策の状況報告と新規対策の紹介

○これからの対策済み交差点 の渋滞判定の

令和元年度第2回協議会の開催(R〇交差点におけるピンポイント対策等の主要渋滞箇所の解除検討について

2 1

2 7

1831

第1回協議会の開催(R2・8

進め

方

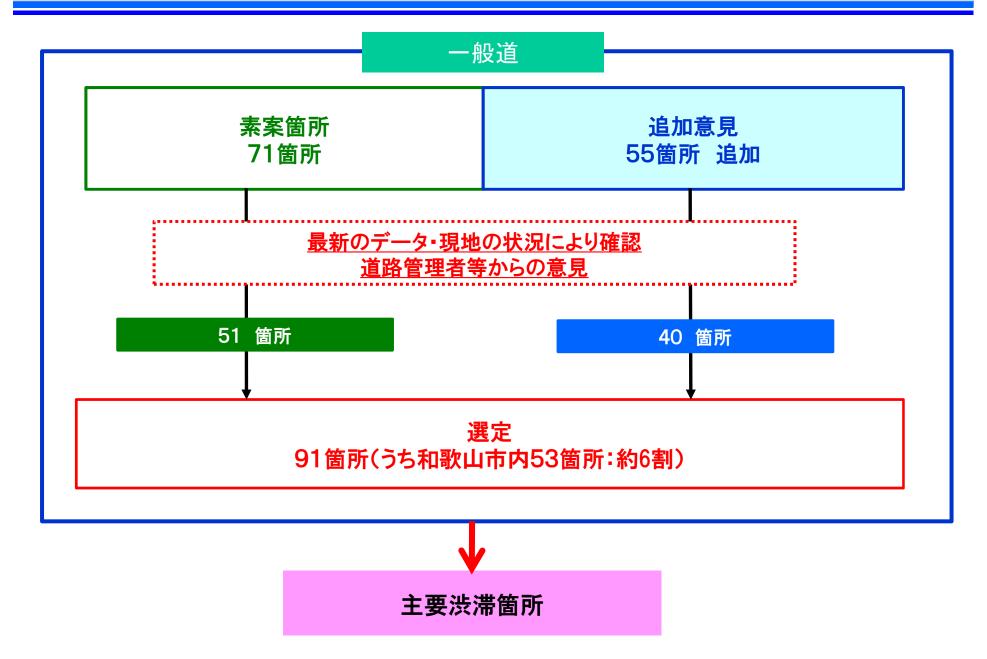
 $\widehat{\mathsf{H}}$

24

16



2.主要渋滞箇所の選定の経緯



2.主要渋滞箇所の選定の経緯

和歌山県 道路交通渋滞対策協議会 資料配布

配布日時

平成25年1月25日 14時00分

選定箇所の一例

粉河交差点(紀の川市粉河)

小南交差点(海南市下津町小南)

田鶴交差点(田辺市新庄町)

橋本交差点(新宮市神倉)

和歌山インター南口交差点(和歌山市華橋)

小松原南交差点(御坊市湯川町小松原)

名

「地域の主要渋滞箇所」の公表について

~官民一体で和歌山県内の主要渋滞箇所を選定~

平成24年8月~12月の 和歌山県道路交通渋滞対策協 議会において、検討してきた県 内の渋滞筒所について、パブリ ックコメント (意見収集) の結 果及び最新データ等による検 証の上、「地域の主要渋滞筒所」 を選定しましたのでお知らせ します。

■主要渋滞筒所※) 91箇所(18区間*1(69箇所)・22箇所*2) ※)渋滞発生状況等を踏まえ、主要渋滞箇所を「区間」「箇所」

※1)区間 …交差点等が連担するなど、速度低下箇所が連 他 85 箇所 続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間 ※2) 箇所 … 単独で主要渋滞箇所を形成 選定箇所はホームページ上でご覧いただけます。

URL: http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/

資料 別紙1:「地域の主要渋滞箇所」について 別紙2 :「地域の主要渋滞箇所」の箇所図

なお、和歌山県域を含めた近畿7府県の高速道路の渋滞箇所については、平成25年1月22 日(火)~28日(月)の間で、下記のURLにおいて意見聴取を行っております。

URL: http://www.kkr.mlit.go.jp/road/juutai/juutai.html

取 扱い

配布場所

和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、 和歌山県地方新聞協会、田辺記者クラブ、新宮記者クラブ、 新宮中央記者クラブ

問合せ先

(和歌山県道路交通渋滞対策協議会事務局)

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

TEL 073-424-2471 (代表)

副所長 (道路) 杉若 武(内線205) 調査第二課長 玉置 栄(内線451) 「地域の主要渋滞箇所」について

和歌山県道路交通渋滞対策協議会

あらまし

和歌山県内における道路の渋滞対策を効率的に進めてい くために、「和歌山県道路交通渋滞対策協議会」※(以下「協 議会」)において、渋滞箇所の的確な把握方法について検 討しました。

・このたび、検討結果を踏まえ、道路利用者のみなさまが実 感している渋滞筒所等を「地域の主要渋滞筒所」として選定 しました。

H24.8 第 1 回協議会

別紙1

H24.11 第 2 回協議会

H24.12 第 3 回協議会

主要渋滞箇所 選定

※「和歌山県道路交通渋滞対策協議会の構成員」 -----

国土交通省近畿地方整備局、近畿運輸局、和歌山県警察本部、和歌山県、和歌山市、西日本高速道路(株) 和歌山県トラック協会、和歌山県道路利用者会議、和歌山県観光連盟、和歌山経済同友会

これまでの取組み

・ 道路利用者と協議会の双方の意見を踏まえて、地域 全体として実感している渋滞箇所を選定しました。

①協議会の意見

・ 最新の ITS 技術を活用し、客観的かつ効率的に渋滞 箇所を抽出しました。

②道路利用者等の意見

パブリックコメントにより、一般市民の他、関係自治体、 道路利用者会議、トラック協会等から、幅広く意見を頂 きました。

素案の選定(協議会の意見)

- ・客観的データに基づき、渋滞発生箇所を抽出
- ・地域における交通特性を考慮した抽出方法を検討

バブリックコメントの実施(道路利用者等の意見)

- 道路利用者が実感している渋滞箇所を抽出
- 最新データや現地状況により渋滞状況を確認

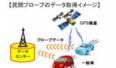
「主要渋滞箇所」の選定

・集中する渋滞箇所は、効率的に対策を実施できるよう、 区間に集約

【HP によるパブリックコメント実施】

最新の ITS 技術を有効活用

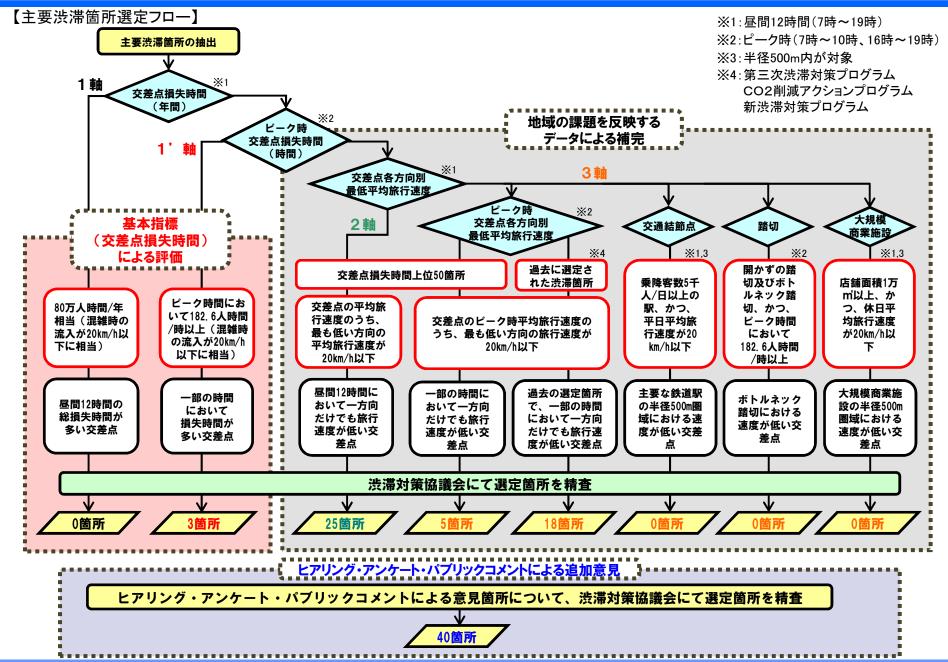
- ・道路利用者の移動情報 (プローブデータ) を収集・分析
- 速度低下等の道路交通状況を客観的かつ効 率的に把握



今後の予定

- 対策検討に向けて、和歌山県道路交通渋滞対策協議会等で議論を進めます。
- ・ 今後、主要渋滞箇所については、最新交通データ及び地域の交通状況を踏まえ、随 時見直しを図っていきます。

2.主要渋滞箇所の選定の経緯



和歌山県道路交通渋滞対策協議会

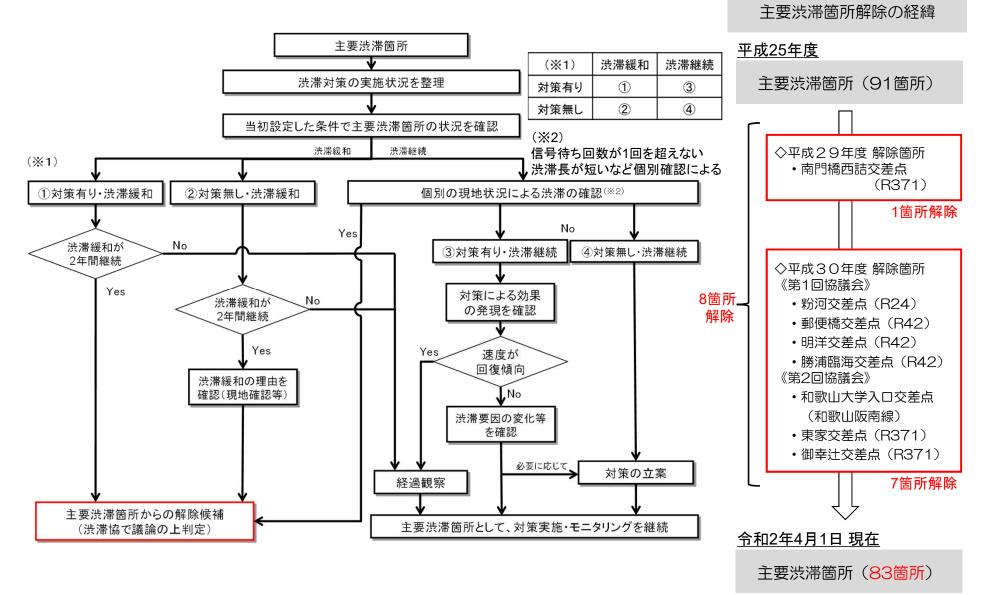
1



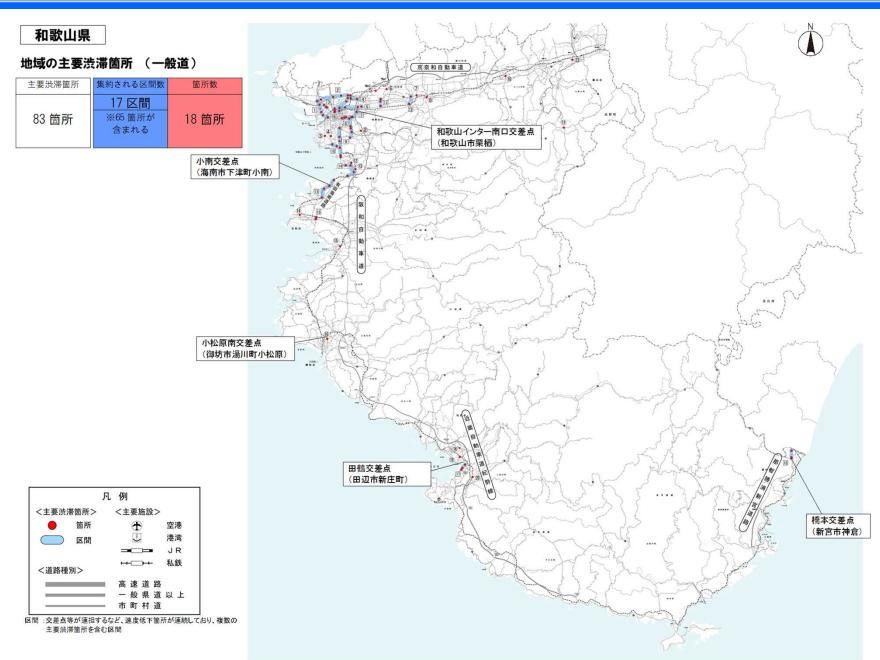
3.主要渋滞箇所の解除の経緯

【主要渋滞筒所解除フロー】

◆主要渋滞箇所の特定の解除は、以下のフローに従い検討。

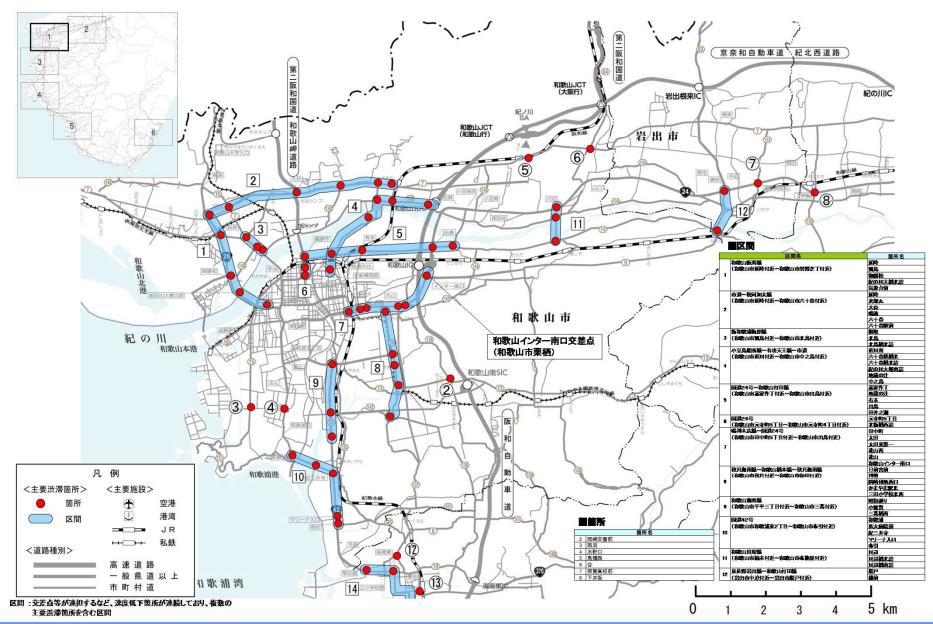






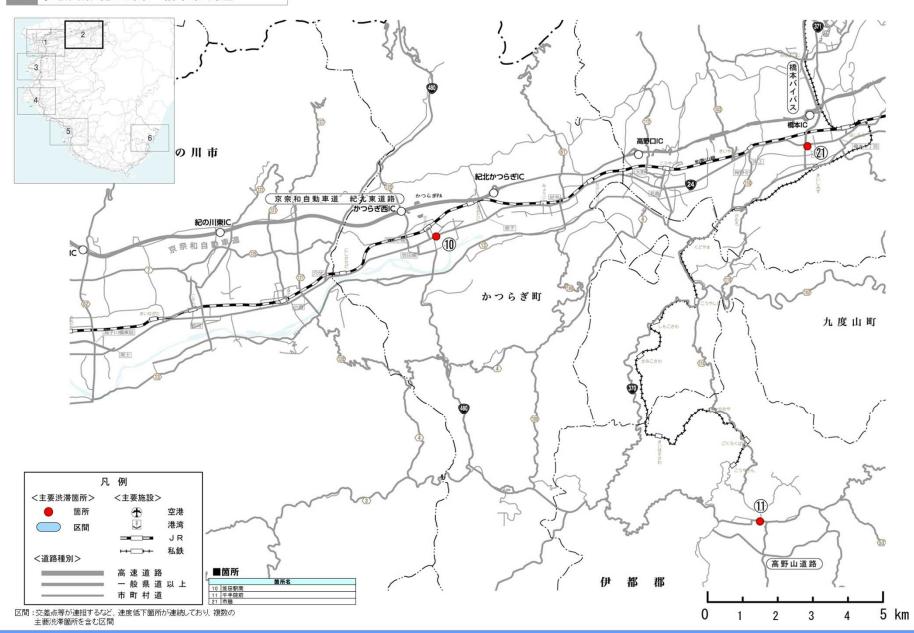


和歌山県 和歌山市 周辺



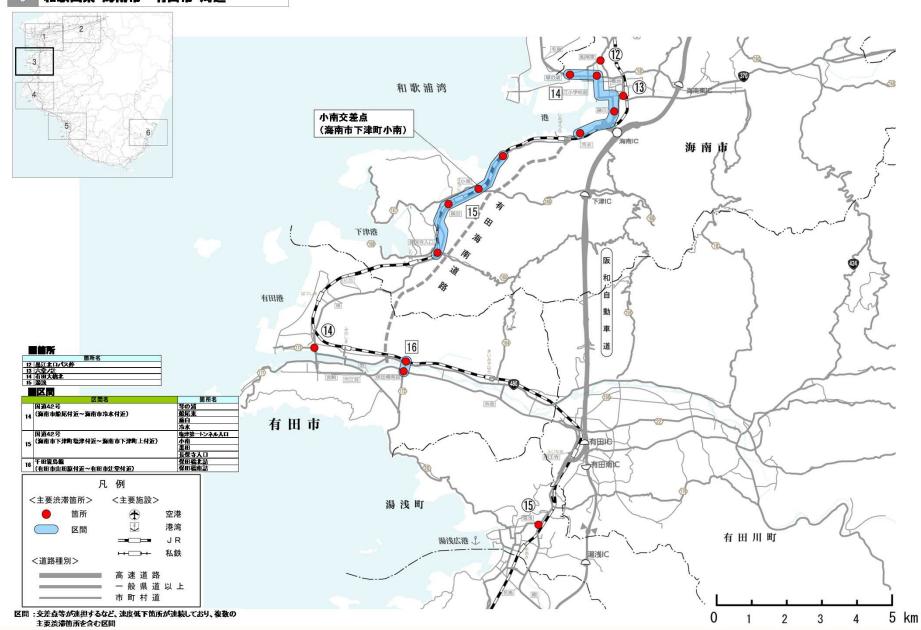


2 和歌山県 紀の川市~橋本市 周辺

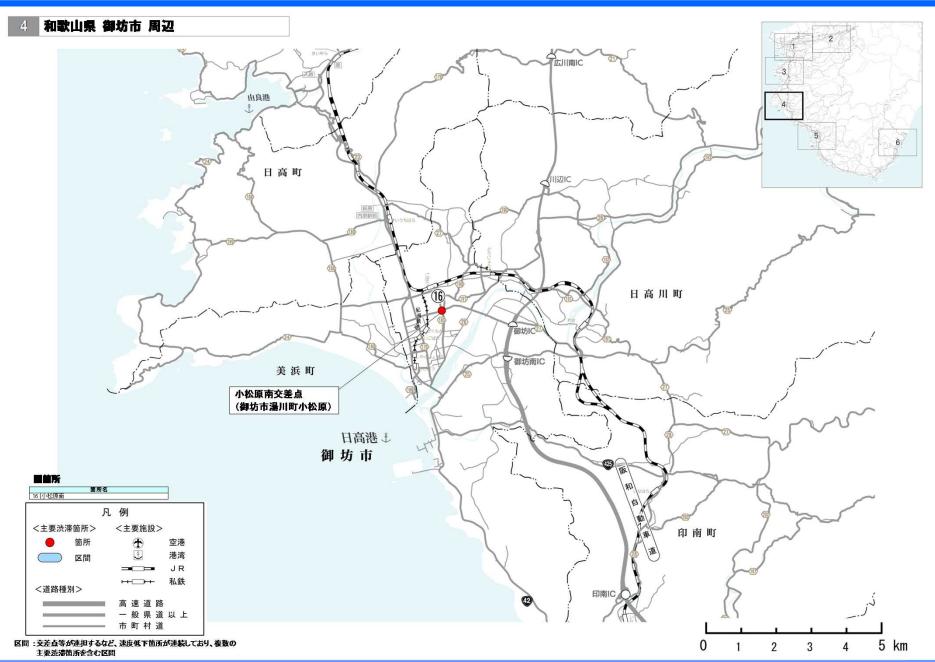




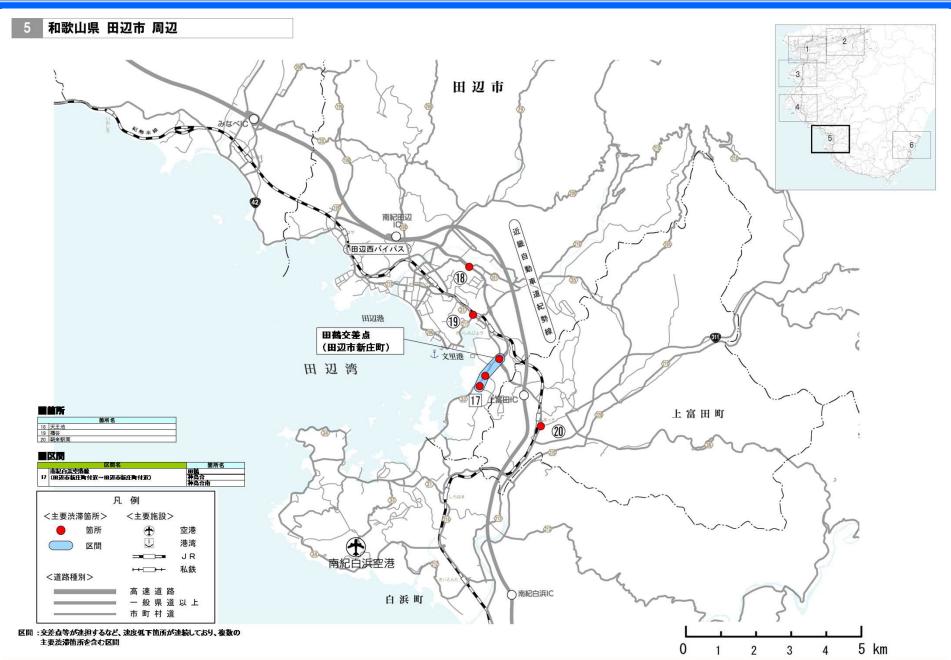
和歌山県 海南市~有田市 周辺



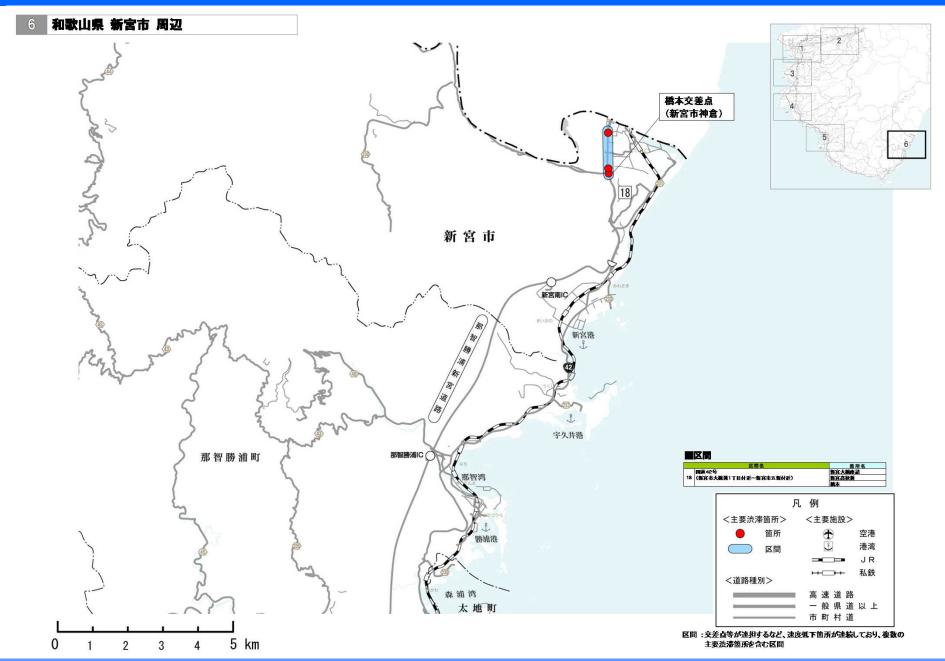














令和2年度 第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料

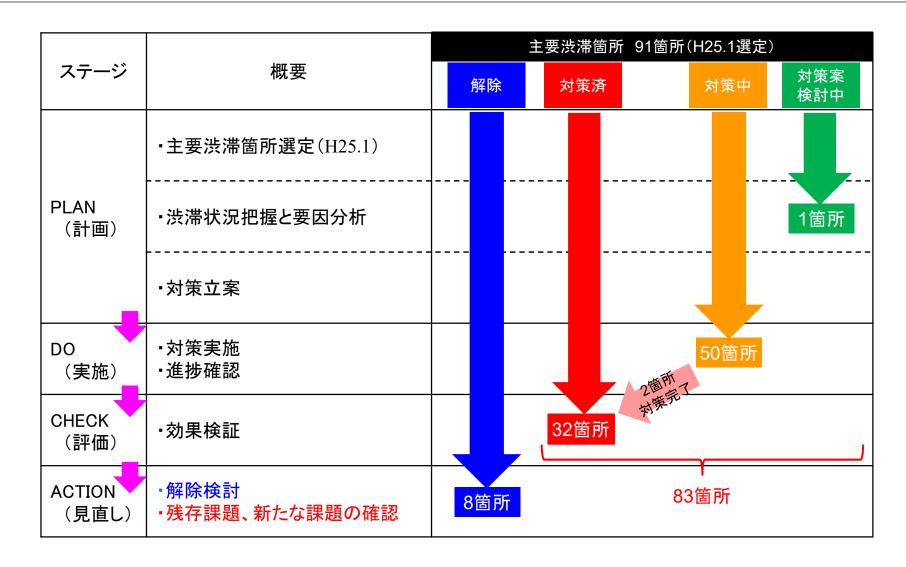


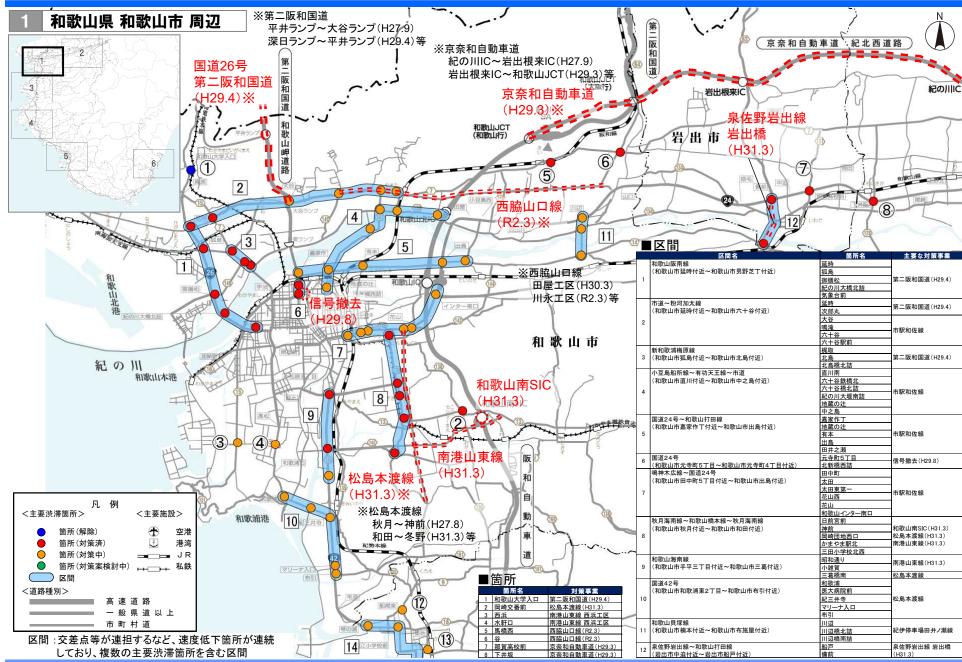
主要渋滞箇所の渋滞対策状況の確認と効果検証について

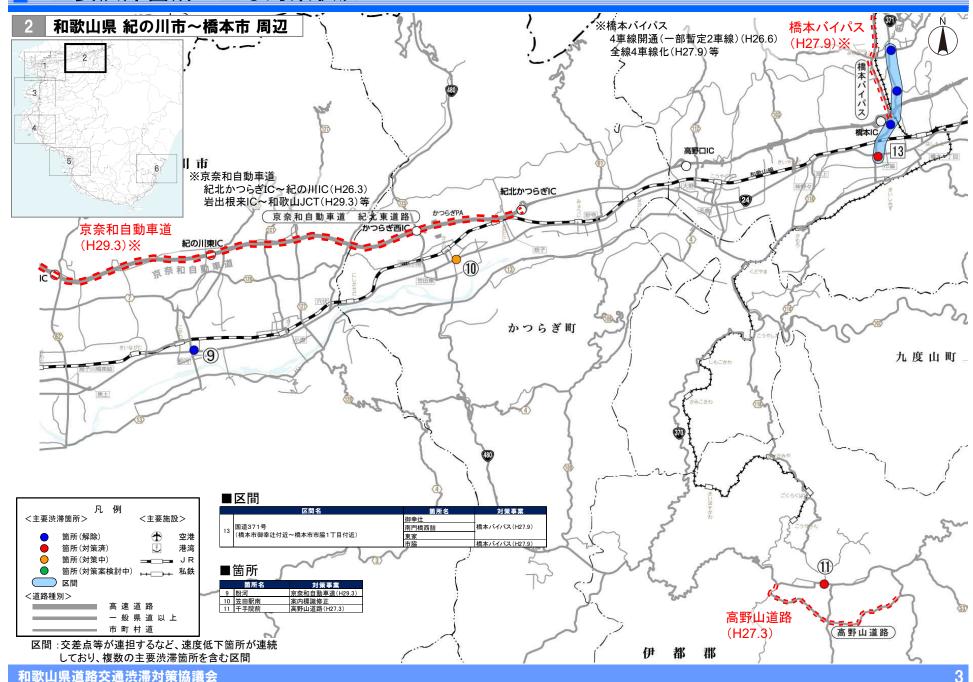


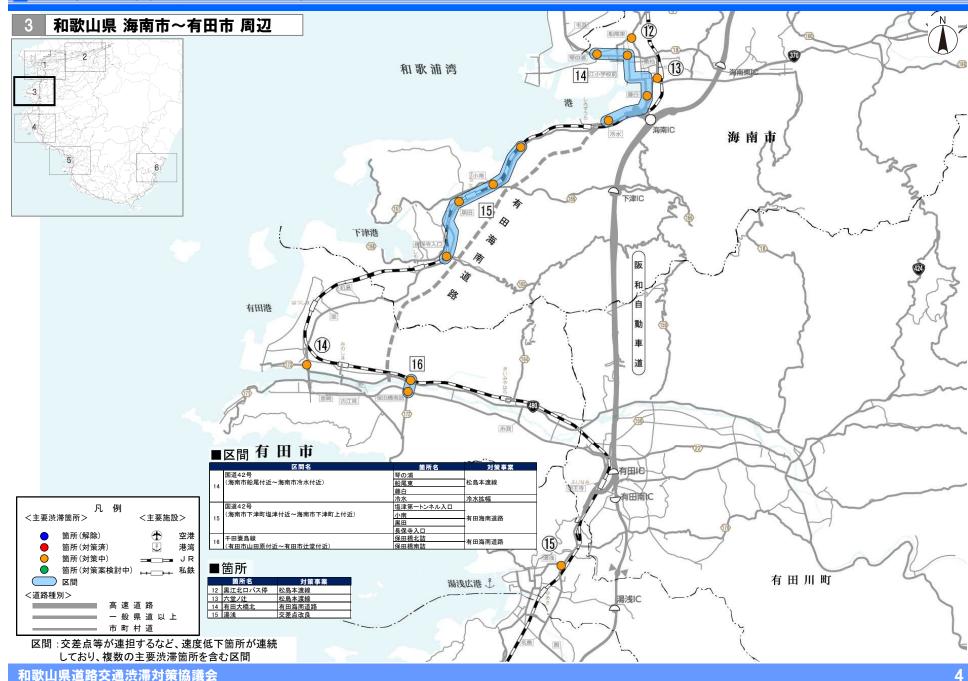
主要渋滞箇所の渋滞対策状況

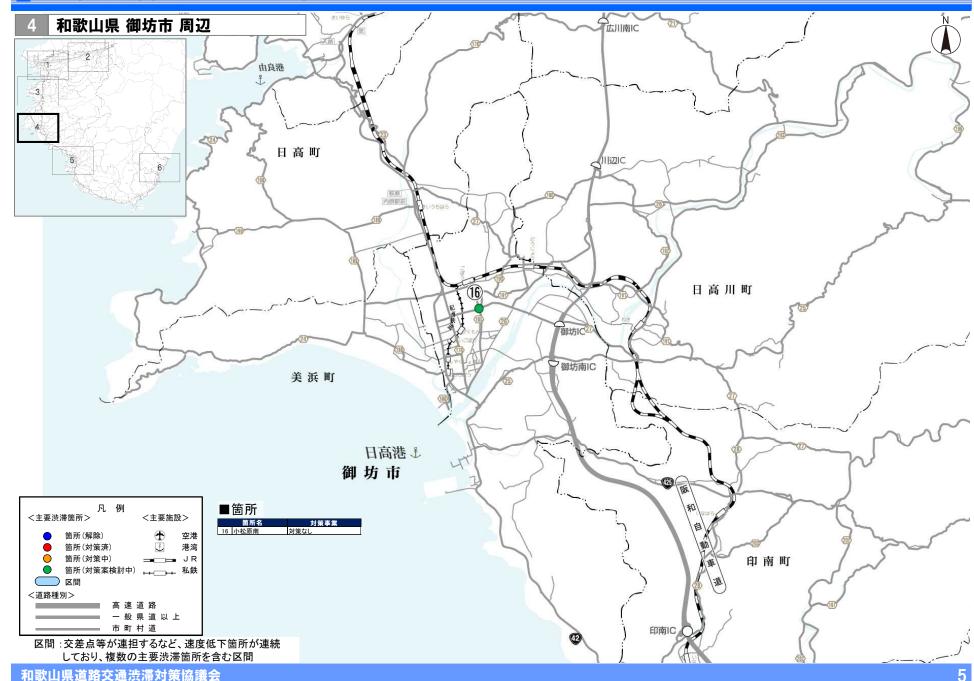
- OR元年度、西脇山口線の全線開通や恋野橋の架け替えが完了。また、大谷・花山西交差点の改良工事が完了。
- 〇西脇山口線の全線開通に伴い、2交差点(馬橋西・谷交差点)が対策済となり、現在の渋滞対策状況を整理し下記表に示す。
- ○さらに、次ページに渋滞対策状況を地図上に示す。

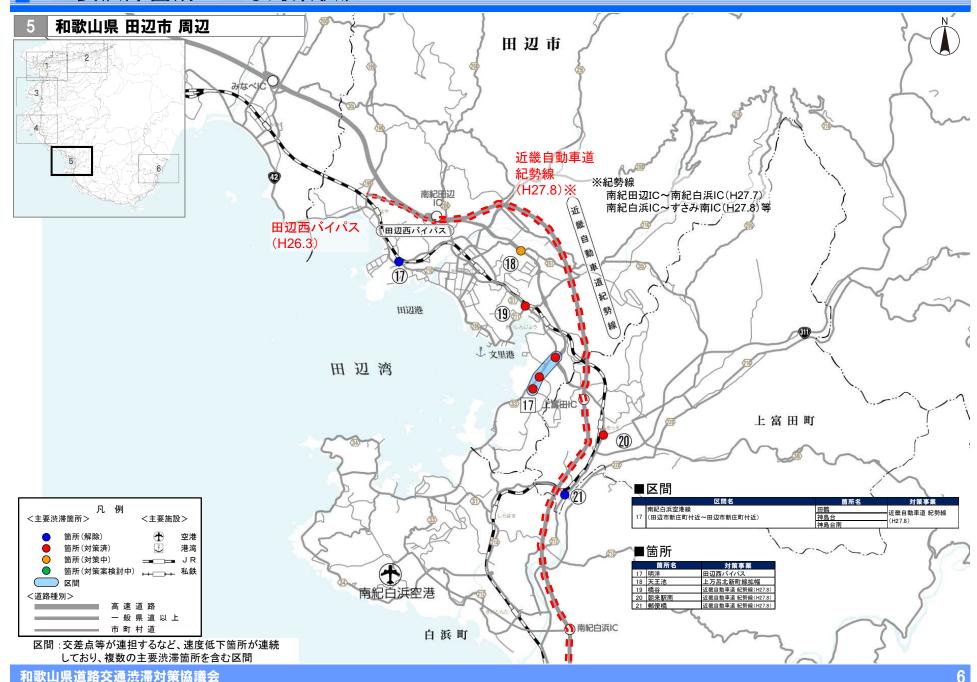


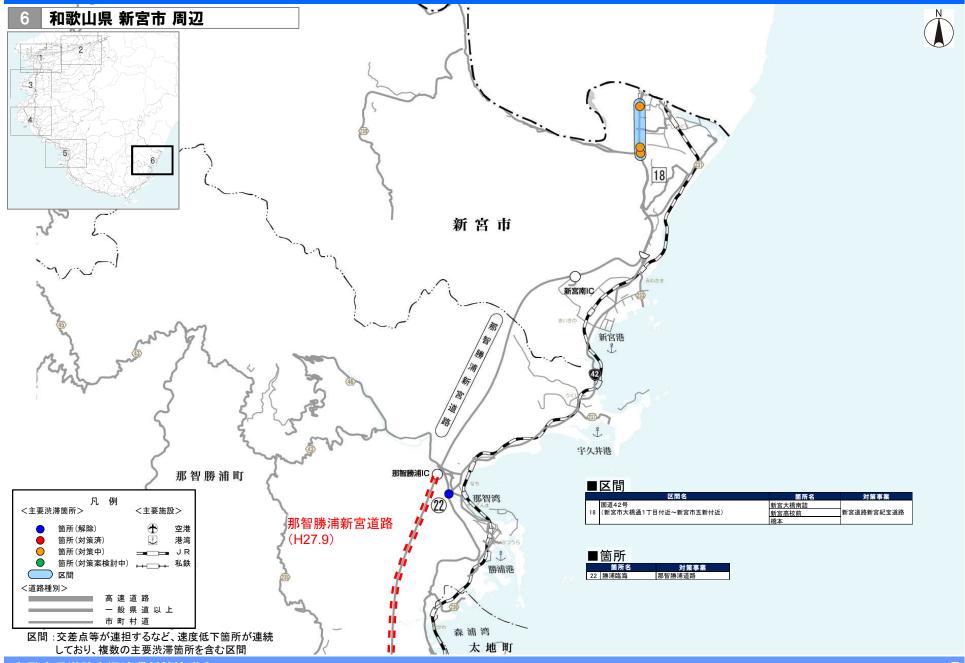








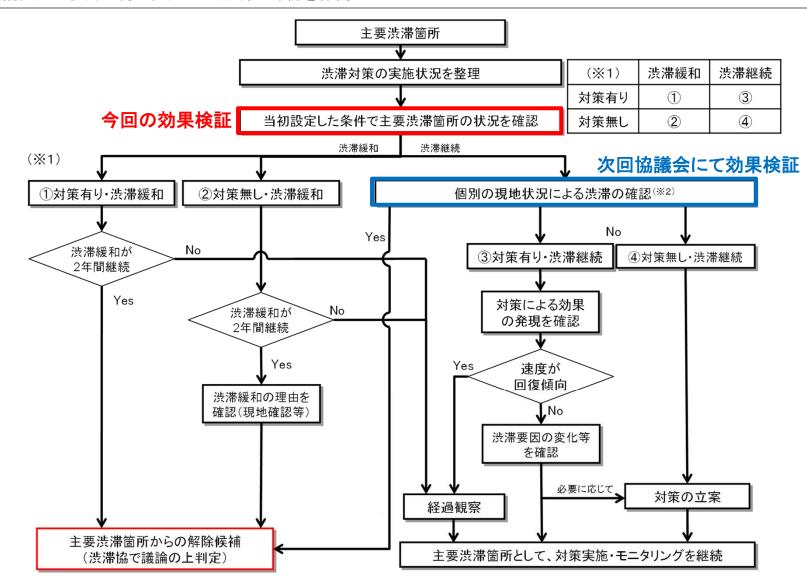






主要渋滞箇所の渋滞対策効果検証

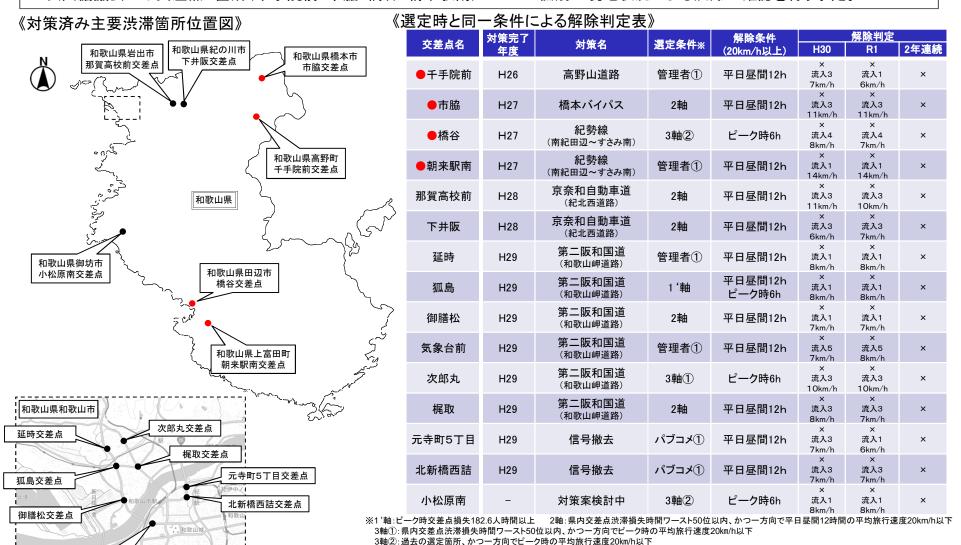
- 〇効果検証フローに準じて、今回は対策済32箇所の中から対策完了から2ヶ年が経過した14箇所について選定条件(旅行速度)による効果検証を実施。また、対策案検討中の小松原南交差点についても同様の効果検証を実施。
- ○次回協議会にて個別の現地状況による渋滞の確認を行う。





主要渋滞箇所の渋滞対策効果検証

- 〇選定条件(旅行速度)による効果検証について、対策済32箇所の中から対策完了から2ヶ年が経過した14箇所・対策案検討中1箇所を対象に行ったが、全交差点で解除不可判定となった。
- ○解除不可判定となった交差点については、対策完了時期が早いものから順に個別の現地状況による渋滞の確認を行う。
- 〇次回協議会では交差点4箇所(千手院前・市脇・橋谷・朝来駅南)について個別の現地状況による渋滞の確認を行う予定。



管理者①:交通管理者ヒアリング調査・道路管理者アンケート・渋滞協議会で意見があった交差点のうち、一方向で平日昼間12時間の平均旅行速度20km/h以下

パブコメ①: パブリックコメントで意見があった交差点のうち、一方向で平日昼間12時間の平均旅行速度20km/h以下



令和2年度 第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料

県内の直轄国道に関連する道路事業・渋滞対策の紹介



県内における道路事業の紹介

◆直轄国道に関連する道路事業の概要と進捗について

〇県内の直轄事業は、和歌山河川国道事務所管内では2事業、紀南河川国道事務所管内では6事業が事業中である。

《直轄事業位置図》 奈良県 奥瀞道路Ⅲ期 3.4 km 冷水拡幅 1.1 km 有田海南道路 9.4 km 和歌山県 田辺西バイパス 3.8 km 新宮紀宝道路 2.4 km 新宮道路 4.8 km 19.2 km 18.4 km angrana de 5 10km

《直轄事業の概要と進捗》

	事業名	事業概要等
和歌山	冷水拡幅	平成19年度事業化 令和3年度一部(0.7km)開通予定
	有田海南道路	平成20年度事業化 令和4年度一部(0.2km)開通予定
紀南.	田辺西バイパス	平成9年度事業化 平成19年度一部(0.6km)開通 平成25年度一部(1.6km)開通 令和4年春全線開通予定
	新宮紀宝道路	平成25年度事業化
	すさみ串本道路	平成26年度事業化
	串本太地道路	平成30年度事業化
	新宮道路	平成31年度事業化
	奥瀞道路(III期)	平成28年度事業化



県内における渋滞対策(ピンポイント対策)の紹介

- ◆ピンポイント対策を実施する直轄国道に関連する交差点
- ○ピンポイント対策を実施する交差点を下記の図に示す。
- ○次ページ以降、各交差点ごとの対策内容の紹介し、対策が完了した交差点については対策後の状況を紹介する。

《位置図》



《拡大位置図》





ピンポイント対策の対策状況報告①

- ◆国道26号 大谷交差点(和歌山市)
- ○東流入部の混雑緩和を図るため、右折車線を延伸し、左折車線を増設。
- 〇北流入部(オフランプ)の混雑緩和を図るため、右折車線を増設。

【位置図】







【広域図】



【対策状況】



ピンポイント対策の対策状況報告②

- ◆国道24号バイパス 花山西交差点(和歌山市)
- ○東流入部の混雑緩和を図るため、左折専用車線を増設した。

【位置図】

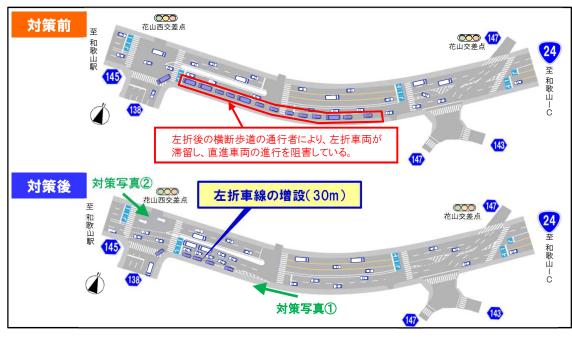




【広域図】



【説明図】



【対策状況】



主要渋滞箇所におけるピンポイント対策①

- ◆国道42号 長保寺入口交差点(海南市)
- ○交差点のコンパクト化を図るため、和歌山市方面からの流入部の停止線を前出し。
- 〇和歌山市方面の国道42号に歩道(片側)を整備し、安全性を向上。

【位置図】

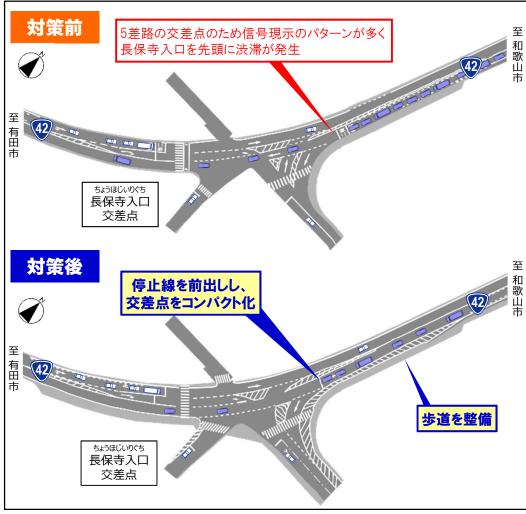




【広域図】



【説明図】



主要渋滞箇所におけるピンポイント対策②

- ◆国道42号 湯浅交差点(湯浅町)
- 〇右折車両の滞留による混雑を解消するため、和歌山市方面からの流入部に右折レーンを設置。
- 〇和歌山市方面の国道42号に歩道(片側)を整備し、安全性を向上。

【位置図】





【広域図】

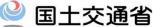


【説明図】

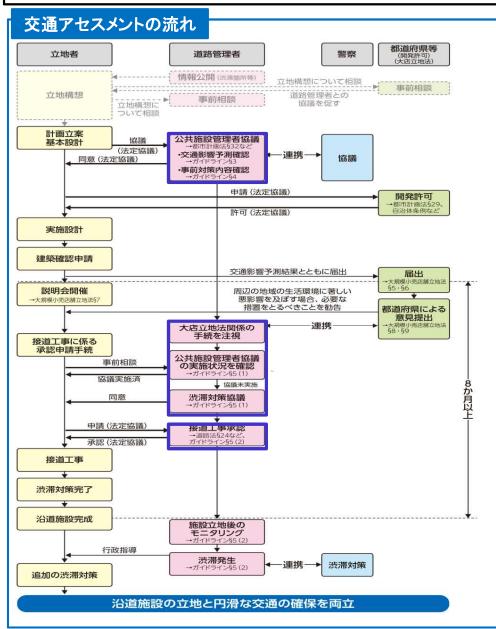


近畿地方整備局管内における道路交通アセスメント制度の運用

資料4



- 〇 令和2年1月より「道路交通アセスメントガイドライン」運用開始
- 大店立地法手続きの事前協議 1件(奈良県)、事前相談 3件(兵庫県)を受付
- 協議の輻輳等により立地者に過度の負担が生じないよう適切な運用を図るため、自治体等と道路管理者が密に連携し、自治体関係部局や 関係業界の事業者等との協力により効果的な渋滞対策を講じる。



ガイドラインの概要

「対象施設]

重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
 - ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)
 - イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの(集合住宅を除く。)
- (2) 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要 とされていること
- (3) 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞筒所が存在すること
- (4) 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

[交通影響予測]

対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。

[渋滞対策]

交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

「乗入れ工事の承認申請時〕

対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時には、法定協議が実施されていること(同意していること)を確 認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認。

[乗入れ工事の承認時]

承認を行う際、対象施設の立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策を講じる必要がある旨を 文書で付記。

[対象施設の立地後の対応]

立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。

[関係機関との連携]

計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。

「渋滞箇所等の情報公開]

立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。